

「京都市はぐくみ推進審議会」における 「障害児通所支援事業所選定部会」の設置について

支援を必要とする小学生以上の児童に対し、放課後や学校の休業日に、生活能力向上を目的とした訓練等の支援を行う放課後等デイサービスについては、平成24年度の制度創設以来、事業所の急増に伴い、事業所の地域偏在や支援の質の向上が課題となっています。

については、事業所の地域偏在の解消に向けて、サービス供給量が必要量の見込みを上回る場合に新規の事業所の指定を行わない、児童福祉法第21条の5の15の規定に基づく、いわゆる「総量規制」を実施し、効率的・効果的な事業所指定を進めてまいります。また、総量規制の対象とならない区・支所については、区・支所単位で指定必要量を設定し、公募を行います。

この度、公募における事業所の選定を公平かつ適正に行うため「京都市はぐくみ推進審議会児童福祉分科会」の新たな部会に位置付け、「障害児通所支援事業所選定部会」として設置することとなりましたので御報告いたします。

1 「障害児通所支援事業所選定部会」の役割について

- 本市の放課後等デイサービス事業については、区・支所単位での総量規制を導入し、総量規制の対象とならない区・支所については公募による計画的な事業所指定を進めることとしています。
- ついては、公募における事業所の選定を公平かつ適正に行うため、はぐくみ推進審議会に設置する部会において選定を行います。
- 条例等に定める基準を満たすことを前提とし、より質の高い支援を提供する事業所の選定に努めてまいります。

2 設置時期について

令和元年10月1日（予定）

3 その他

部会員については、支援を必要とする子どものための部会の委員を中心に構成する予定であり、現在、事務局において調整を行っております。

部会員及び部会長については、候補者への就任依頼後、本審議会会長から指名を行う予定です。